

平成 28(2016)年度  
一橋大学大学院国際・公共政策教育部(国際・公共政策大学院)  
専門職学位課程  
一般選考 第 1 次試験(筆記試験)問題

受験番号 \_\_\_\_\_

公共法政プログラム (1～4ページ)

問題 I	憲法	-----	1
問題 II	行政法	-----	2
問題 III	行政学	-----	4

グローバル・ガバナンス・プログラム (5～6ページ)

問題 IV	国際関係	-----	5
問題 V	国際法／国際政治史／国際関係論	-----	6

公共経済プログラム (7～9ページ)

問題 VI	経済学(ミクロ・マクロ)	-----	7
問題 VII	経済政策	-----	10

(注意事項)

注意事項は、裏表紙に記載してあるので、この問題冊子を裏返して必ず読んでください。

## 問題Ⅰ 憲 法

次の問すべてに解答しなさい。

### 問1

砂川判決について論じなさい。

### 問2

国または地方公共団体（の公務員）による個人のプライバシーに対する侵害をいかに救済できるかについて、具体的な裁判例を踏まえつつ、憲法の観点から論じなさい。

## 問題Ⅱ 行政法

以下の【事実の概要】及び次頁の【関連法令の定め】を読んで、下記の【問1】と【問2】に答えなさい。

### 【事実の概要】

○府Y市は、学校設置条例（以下「本件設置条例」という。）に基づき、○府K市に位置し、その名称をA学校とする特別支援学校（以下「A学校」という。）を設置していた。A学校は、その収容児童生徒の種別は病弱者とされ、小学部及び中学部を設置するものとされ、その修業年数は小学部につき6年、中学部につき3年とされていた。

A学校は、同校に隣接するI病院との間で学校と病院との情報交換会が行われるなどの連携が図られていたが、I病院は2008年に廃止された。このため、Y市教育委員会は、同校の医療との連携が今後とも可能か、病弱者特別支援学校の役割を今後も果たすことが可能かといった点について検討を重ね、2011年10月20日、翌年4月1日以降A学校を就学すべき学校として指定しないことを決定した。その決定に際しては、A学校の学校指定の停止の理由として、I病院の廃止及びA学校の在籍数の減少から学校としての存続が困難となったことが挙げられていた。また、A学校の廃止後は、Y市内のB学校（特別支援学校であり、Y市住民にとって通学の便が良く、医療との連携を取りやすい。）が病弱者教育の拠点校として位置付けられ、医療機関との連携のもと、A学校の機能を移管することとされていた。

以上の方針を受け、Y市は、2013年9月18日、A学校を2014年3月31日限り廃止することなどを内容とする本件設置条例の一部を改正する条例（以下「本件改正条例」という。）を制定し、同年12月9日、○府教育委員会の認可を受けた。なお、A学校の在籍者数は、2007年度には33人であったが、2008年度には23人、2009年度及び2010年度には21人、2011年度には14名と減少傾向にあった。また、I病院が廃止された後、A学校はD医療センター、K病院等と連携することとされたが、これらの医療機関とA学校が直接日常的に連絡をとったり、診療や医療相談等が行われたりした事実はなかった。また、本件改正条例の制定に先立ち、Y市教育委員会は、A学校において保護者説明会を開催し、その後の転学等に関する児童生徒ごとの教育相談を希望者に対し実施した。さらに、B学校における病弱者に対する教育内容は、A学校における教育課程をそのまま引き継ぐこととされ、個々の児童生徒に対する個別の指導計画・支援計画等も、変更されることなく引き継がれることとされた。

2013年10月25日、A学校に在学する児童X1とその保護者であるX2は、行政事件訴訟法3条2項に基づき、本件改正条例の制定行為の取消しを求めるとともに（以下「本件取消訴訟」という。）、本件改正条例によるA学校の廃止は国家賠償法の適用上違法である旨主張して慰謝料100万円の支払いを求める（以下「本件国家賠償訴訟」という。）訴えを提起した。

【問1】 本件取消訴訟は適法か。本案前の主要な争点について検討を加えなさい。

【問2】 本件国家賠償訴訟に理由はあるか。国家賠償法1条1項の適用上の違法の有無について検討を加えなさい。

## 【関連法令の定め】

### 日本国憲法

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(第2項略)

### 教育基本法

#### 第四条 略

○2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。(第3項略)

### 学校教育法

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(中略)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。以下略

#### 一 略

二 市町村の設置する…中略…特別支援学校 都道府県の教育委員会 (第3号略)

第八〇条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

### 学校教育法施行令

#### 第五条 略

○2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(中略)が二校以上ある場合においては、前項の通知(引用者註:入学期日等の通知)において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定(引用者註:指定について、学校教育法及びその関連法令において児童生徒又はその保護者の選択権を認め又はその選択を制度上保障する規定は置かれていない。)しなければならない。(第3項略)

### 地方自治法

第二四四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。(第2項略)

### 行政事件訴訟法

#### 第三条 略

○2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(中略)の取消しを求める訴訟をいう。(第3項以下略)

### 国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。(第2項略)

## 問題Ⅲ 行政学

次の5つのテーマの中から、2つを選択して、「概要（現況）」「経緯（背景）」「課題（影響）」「将来方向」について、日本の中央省庁・都道府県・市町村等の動向に言及しながら、具体的に論じなさい。

- ① 地方創生
- ② 行政評価
- ③ 組織理論と行政学
- ④ 現代国家の政府体系
- ⑤ 予算編成

## 問題Ⅳ 国際関係

次の問に解答しなさい。

問

「国際公共財」の概念について、具体例を挙げつつ説明しなさい。

## 問題V 国際法／国際政治史／国際関係論

次の 3問から1問を選択して 解答しなさい（選択した問の番号を文頭に明記すること）。

### 問1 国際法

次の2つの問いの両方に答えなさい。

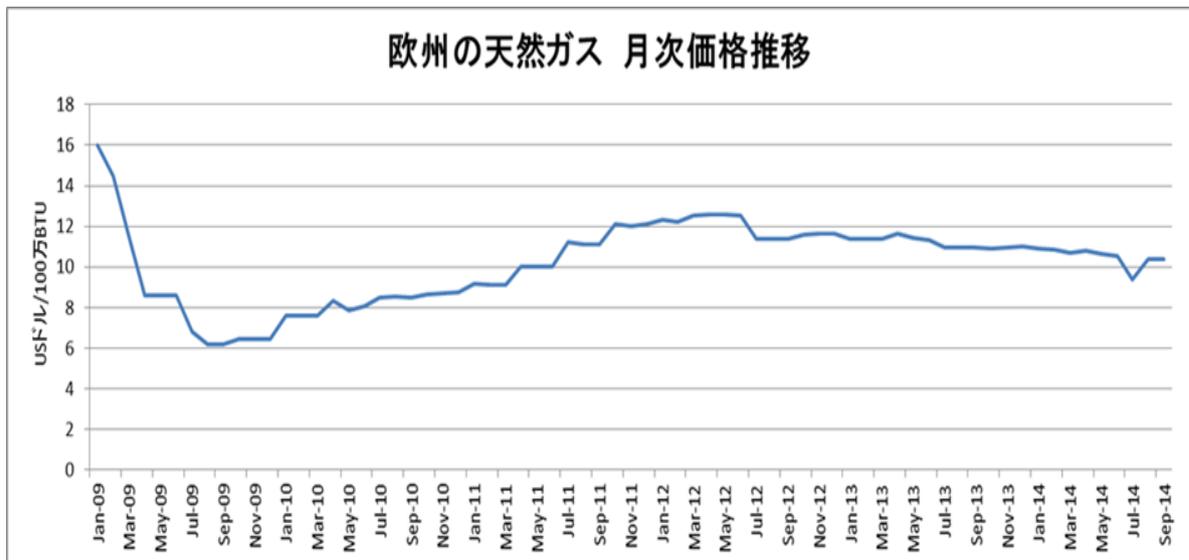
- (1) 条約の締結手続きについて論じなさい。
- (2) 排他的経済水域について論じなさい。

### 問2 国際政治史

戦後の日本外交を日本の「ソフトパワー」という観点から、具体的事例を挙げながら論じなさい。

### 問3 国際関係論

次のグラフを見て、欧州におけるウクライナ危機とエネルギー安全保障の関係について論じなさい。



## 問題VI 経済学(ミクロ・マクロ)

次の問すべてに解答しなさい。

「問1と問2」、「問3と問4」は、別々の解答用紙に解答すること

### 問1

- (a) ある競争市場において利潤最大化をする企業が、 $y = K^{\frac{3}{4}}L^{\frac{1}{4}}$ という生産技術を、資本( $K$ )と労働( $L$ )に適用して生産活動を行っている。企業の総コストの中で人件費が占める割合はどれくらいと言えるか。
- (b) AさんとBさんという二人で構成される家族を考える。Aさんのあるシャツに関する逆需要関数は $p = 5 - \frac{1}{2}x_a$ 、Bさんの同じシャツに関する逆需要関数は $p = 10 - \frac{1}{2}x_b$ である。家族全体のこのシャツに関する需要関数を価格の範囲ごとに求めなさい。
- (c) この問題では、複占市場における数量競争を考える。
- 2つの企業1、2が同質的な財を生産している。
  - $q_i$ を企業 $i$  ( $i = 1, 2$ )の生産量とする。
  - 市場における逆需要関数は次のように与えられている： $P(Q) = a - Q$  (ただし、 $Q$ は市場全体の生産量 ( $Q = q_1 + q_2$ )。)
  - 各企業の費用関数は $cq_i$  ( $i = 1, 2$ )で与えられているものとする。
  - $a > c > 0$  が成り立つとする。

以上の設定の下で、ナッシュ均衡での各企業の利潤を計算しなさい。また、2つの企業が結託して合計利潤の最大化を行い、実現した利潤を2分する場合には、各企業は、ナッシュ均衡で得られる各企業の利潤よりも高い利潤を得られることを示しなさい。

## 問 2

2006 年以降 2008 年前半まで上昇を続けた原油価格が、2008 年後半に急激に下落した。次の図 1 は同期間の原油価格の推移を示したものである。

図 1 原油価格の推移 (2006–2009)



[データ元] U.S. Energy Information Administration (EIA)

2006～2008 年上半期を「Period 1」、2008 年下半年期以降を「Period 2」とし、全体の期間をこの 2 つの時期に分けた場合、各時期にはそれぞれ以下のような出来事が起こった。

### Period 1 (2006～2008 年上半期)

1. 2006 年以降 2008 年の前半にかけて、中国を中心とした経済成長に伴い原油の需要が急増した。
2. 需要増加に伴い原油の増産を行ったが、増産幅は小さく、価格上昇に歯止めをかけるには至らなかった。

### Period 2 (2008 年下半年期以降)

3. Period 1 の時期の価格高騰を受けて、原油に関連する財やサービスの使用を抑制するような行動変容が起こった。この変化は需要の価格弾力性をより弾力的な方向に変化させた。
4. 2008 年後半、米国に端を発する金融危機が深刻化する中で、所得の低下が需要曲線の内側シフトを招いた。
5. 同期間中の供給量はほぼ一定であった。

以上の出来事をもとに、Period 1 と Period 2 における原油価格の変化を、需要曲線と供給曲線を各期別々の図に描くことで説明しなさい。ただし、両期間における原油の供給量はほぼ完全に原油価格に対して非弾力的であったことが知られている。

### 問3

現在、日本銀行は、インフレ率の目標値を2%に設定して、貨幣供給量を増加させる政策をとっている。

- (1) 中央銀行は、どのようにして貨幣供給量を増加させることができるのか。代表的な3つの手法について説明し、現在、日本銀行が採用している手法を明示しなさい。
- (2) インフレ率の目標値を、0%ではなく2%にすることで、どのような効果が期待できるかについて、短期と長期の効果に分けて説明しなさい。
- (3) 貨幣供給量の拡大は、インフレ率を上昇させる前に、為替レートの変化と株価の変化をもたらし、景気拡大効果を持ったと考えられる。具体的にどのような変化や効果が発生したかを、その発生理由も明らかにしながら、詳しく説明しなさい。

### 問4

現在、日本では、1000兆円を超える公債残高がある。

- (1) 公債残高がGDPに占める割合は、他の先進国と比べても際立って大きいですが、財政破綻の状態に陥っているとは考えられていない。政府の長期的な予算制約式を書き、財政破綻とみなされていない理由を説明しなさい。また、今後、どのような状態になったら財政破綻とみなされるか、説明しなさい。
- (2) 公債残高がGDPに占める割合が発散しない状態を、財政が維持可能な状態と定義しよう。この時、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）がゼロになれば、財政は維持可能な状態になるという議論は正しいと言えるだろうか。理論的には、基礎的財政収支がゼロの時、公債発行は利払いのためだけに行われ、公債残高の成長率は利子率に一致すると考えることができる。単純化のため利子率とGDP成長率は時間を通じて一定であると仮定して、あなたの判断を根拠とともに説明しなさい。
- (3) 人々が子どもへの利他心に基づいて遺産を残す行動を取っている場合、公債発行による減税は、経済に対して何ら影響を与えないという「バローの中立命題」について、そのような結果がなぜ起こるのか説明しなさい。そして、その命題が、現在の日本の公債残高の大きさに示唆することを考え、説明しなさい。

## 問題Ⅶ 経済政策

次の問すべてに回答しなさい。

### 問 1

中長期的に少子超高齢化が進行していくことを念頭に、今後の日本の国際経済政策上の課題と対応について論じなさい。なお、その中で、下記の 5 つの単語を使用しなさい。(使用した単語に下線を引くこと。単語を使用する順序は任意である。)

経常収支、直接投資、雇用、生産性、TPP

### 問 2

「マイナンバー制度」がどのようなものなのかを説明した上で、マイナンバー制度を導入する政策の意義と問題点について、今後の税制と社会保障制度のあり方という観点から論じなさい。

## 注意事項

- (1) 問題Ⅰから問題Ⅶの中から、2つの問題を選択し解答してください。2つの問題のうち少なくとも1つの問題は、志望するプログラムの科目(問題)を選択してください。志望するプログラムの科目2問題を選択することもできます。
- (2) 問題Ⅴを選択し解答する場合、問題Ⅴの中から1問のみ選択し解答してください。問題Ⅴの中から2問以上を選択し解答することはできません。
- (3) グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムの問題には、日本語のほか、英語でも解答することができます。
- (4) 解答用紙の記入については、別紙「解答用紙記入上の注意」をよく読んでください。
- (5) 問題冊子、解答用紙及び下書用紙には、受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (6) 問題冊子、解答用紙、下書用紙及び「解答用紙記入上の注意」は、試験室から持ち出さないでください。
- (7) 受験票は机の上においてください。
- (8) 受験票と筆記用具以外のものは机の上に出さないでください。
- (9) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (10) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (11) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (12) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。